

〔4番 上ヶ吹豊孝 登壇〕

○4番（上ヶ吹豊孝）

議長のお許しをいただきましたので、一般質問をいたします。今回は2つの質問をいたします。1つ、飛騨市温泉施設の入湯税減免について。一般に入湯税とは、主に温泉を使った入浴施設に行き温泉に入ったときに発生する市町村税のことです。

温泉施設がある施設全てで徴収されており、具体的には旅館やホテル、スーパー銭湯等を利用すると請求されます。入湯税の起源は1879年、明治11年制定の地方税規則にある雑種税に始まりです。現行の入湯税は1957年、昭和32年4月より地方税法改正により環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設および消防施設、その他、消防活動に必要な施設の整備ならびに観光の振興および観光施設の整備に要する費用に充てることを目的として入浴客に課する税金とあります。

地方税法において標準税率は、1人1日あたり150円であり、慣例的に一泊二日は1日とみなし課税しています。標準税率は、あくまでも標準であるので各市町村が独自の判断で変更することができます。つまり、昭和32年に現行の入湯税を制定した当時は、恐らく日帰り入浴施設が無かったのではないかと推測します。

入湯税標準税率は、1人1日当たり150円でほとんどの市町村が取っていますが、同時にほとんどの市町村が減免措置も定めています。飛騨市においても、現在入湯税を賦課している施設が6か所あり、施設運営の重要な原資となっていると思います。目的税であることも理解した上で日帰り入浴の入湯税の減免措置などについて質問します。

私は、今回の飛騨市入湯税に関するテーマは、今年の3月頃より調査してきました。飛騨市近隣市町村、富山県内一部の市の入湯税徴収についても調査して、減免は可能と思い、今回の質問に至りました。質問1つ目、市民の日帰り入浴の入湯税減免について。日本温泉協会の2020年度調査の全国市町村の入湯税収入額は上位から、1位が箱根町、2位が熱海市、3位が別府市、13位に高山市、20位に下呂市とあります。全てが皆様も御存じの有名な温泉観光地であり、観光客が大きなウエイトを占めていることは言うまでもありません。飛騨市の温泉施設利用者を考えれば、宿泊もできる施設もあるので一概には言えませんが、宿泊利用者よりも飛騨市民の地元の日帰り入浴者が多くを占めていると思われまます。

多くの市町村でも宿泊と日帰りでは入湯税の徴収に減免措置を講じています。例として、箱根町は一泊150円、日帰りは50円。熱海市は温泉施設利用金額が1,000円を超えると入湯税150円が発生します。別府市は宿泊料金と飲食料金が合計で1,500円以下は入湯税が発生しません。上位3市町しか電話による調査をしておりませんが、減免措置を講じております。

飛騨市の入湯税納入者は、利用サービスで様々な割引制度を工夫しておりますが、割引をしてもその補填は無く、入湯税の負担が大きくなるばかりです。施設としては基本料金で利用していただけるのが安定した経営をする上で有り難いことですが、利用者を増やすために回数券や各種カードでの割引制度を導入しております。こうしたことを思うと、飛騨市民の日帰り入浴の入湯税を減免することで利用者への還元や事業者の安定的経営が図られるのではないかと考えます。飛騨市も飛騨市民の日帰り入浴者の入湯税を現行の150円から50円に減免する措置はできないか伺います。

2つ目、入湯税の主な使い道は。入湯税は地方税法に定められている目的税です。課税目的は

先に述べたとおり、1つ、環境衛生施設の整備。2つ、鉱泉源の保護管理整備。3つに消防施設その他消防活動の必要な施設整備。4つに観光振興、観光施設整備とありますが、飛騨市では具体的にどのように使われているか伺います。

3つ目、減免することで利用回数が増えるのでは。飛騨市の温泉施設利用者の多くが高齢者ではないかと思われます。温泉は高齢者にとっては重要なコミュニティの場所と考え、入湯税を減免し、利用回数を増やす事が健康寿命を延ばすことにつながり、また、フレイル対策になる運動、食事、会話の機会を増やし、入浴施設に入って人との会話、交流をすることで認知症の予防になるのではないかと思いますがいかがでしょうか。

4つ目、割石温泉の入湯税の考え方は。飛騨市内には入湯税の対象とならない温泉施設、割石温泉があります。ここは福祉施設なので対象とはなりません。

しかし、地元利用者だけではなく、市外からの入浴客も多く見られますが、入湯税の対象となりません。ここにも矛盾を感じています。飛騨市福祉施設として位置付けているのであれば、飛騨市外の入浴客からは通常の入湯税を徴収することが望ましいと思いますがいかがでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔総務部長 谷尻孝之 登壇〕

□総務部長（谷尻孝之）

ご質問いただきました4点につきまして、私のほうからお答えさせていただきます。まず、ご質問の1点目、市民の日帰り入浴に係る入湯税の減免について答弁させていただきます。まず初めに、入湯税の概要と飛騨市の現況についてご説明をさせていただきます。

入湯税は、鉱泉浴場における入湯に対し入湯客に課すもので、地方税法により入湯客一人一日について150円を標準とするとされ、その用途は市県民税などの普通税とは異なりまして、環境衛生施設、消防施設、観光の振興などに要する費用に限られる。いわゆる目的税とされます。また、その性質は消費税や酒税、たばこ税等と同様に利用者の応分の負担を求める趣旨となります。

次に、飛騨市における近年の推移でございます。平成29年度は税額1,714万5,000円、利用者数11万4,298人でしたが、令和3年度では税額1,026万6,000円、利用者数6万8,443人となり、近年は新型コロナウイルス感染症の影響や施設修繕による休業などに伴い、税収は平成29年度比40.1%の減収となっているところでございます。

次に県内の状況ですが、県内20自治体中、宿泊入浴と日帰り入浴の区分を行わず同率の税率としている自治体が9自治体。宿泊入浴と日帰り入浴の区分を行ない異なった税率としている自治体は11自治体で、その税率は150円、100円、50円、課税免除等一律ではなく、観光振興や地域経済活性化の目的、周辺地域の入湯施設価格状況を踏まえ、それぞれの自治体が独自の判断により設定しているところでございます。

なお、今回、議員ご質問の用語の中に減免という用語が出てきますが、減免は不特定多数に一律に実施すべきものではないことから、他市町村において行われているものも税額の改定、もしくは課税免除の2種類であると承知しております。

一方で、一旦、税額を下げますと、次に税額を上げることは市民感情としても困難な状況となるため、これらを実施するとすれば、恒久的な対策であるという観点で議論することが必要とな

ります。

しかし、飛騨市は財源確保の根幹となる自主財源比率の低い過疎自治体であり、その中で1,000万円以上の税収が見込める入湯税は極めて重要な財源であることを考えますと、相当の理由がない限りは税率を変更することは困難であり、周辺自治体の状況や入湯税における応分の負担の趣旨などを総合的に判断しても、現行の税率を継続するのが適当であると考えております。

現在物価高騰対策として、70歳以上の高齢者の入浴料金を無料にする「生活応援・湯ったりフリーパス」を実施しておりますが、ここでは無料の利用者分についても事業者から入湯税を納めていただいた上で、相当分を補助する仕組みとしております。入湯税そのものを維持しつつ、具体的な政策目的に応じ、こうした手法を取ることも可能であることから、今回の結果などもよく検証してまいりたいと考えているところでございます。

次に2番目の入湯税の主な用途についてご答弁させていただきます。議員ご指摘のとおり、入湯税は地方税法で定める目的税となっております。当市では、納めていただいた入湯税の全額を観光施設経費に充て、活用させていただいております。毎年度の当初予算書におきましてもその旨を明示した上で、議決いただいておりますので、よろしくお願いたします。

次に3点目、減免による利用回数の増加について答弁させていただきます。確かに、料金を下げることは魅力の1つであり、そういった観点では利用回数の増加は見込めるものと思います。

他方、利用者の選択は、入湯税を含む料金のみで選択されるものではなく、施設の設備内容や休憩、食事などの入湯以外の全般的なサービス内容、また施設までの交通の利便性など、総合的に判断されることも多いと思います。そういったことを含めまして、今後も魅力的な施設となるよう心がけてまいります。

最後に4点目の割石温泉に係る入湯税の考え方について答弁させていただきます。議員ご指摘のとおり、割石温泉は、市内の他の温浴施設とは異なり、老人自身の心身の健康を増進する老人福祉センターの位置づけのため、課税免除としているところです。もともと市民の利用を前提としているため、市民、市民以外の料金設定は無く、それぞれの具体的人数の把握は行われておりませんし、近年の利用者数は令和3年度で4万2,997人、そのうち65歳以上の高齢者の方は61.1%にあたる2万6,296人で、その多くは市民の利用であると推察しております。

しかし、ご指摘のように市民以外の利用が多く見られるということであれば、飛騨市外の入浴客から入湯税を徴収することも検討する必要があると、今後、何らかの形で実態を調査したいと考えております。

〔総務部長 谷尻孝之 着席〕

○4番（上ヶ吹豊孝）

ありがとうございます。まず、今、部長がおっしゃった恒久的な減免措置をやると、次に上げるのが困難と言われましたけど、結局、入湯税の考え方は、私が述べましたけど、昭和32年の頃の日帰り入浴がないときに設定された150円なんですよ。そうすると、我々が旅行へ行った場合、温泉施設に泊まった場合、皆さんも経験があると思うんですが、食事前に1回、寝る前に1回、朝1回、3回入りますよね。これは私の持論なんですけど、ひょっとしたらその3回目が50円掛ける3回で150円ということで、ほかの市町村で50円にしているのは、日帰りはその3分の1の50円だという理屈に私は思っていたものですから、こういった減免措置ができるということと、やは

り、先ほど言いましたけど、部長は大事な目的税だと言われましたけど、50円なら3分の1を調べましたら、新型コロナウイルス感染症前は1,500万円近くあって、後は新型コロナウイルス感染症の影響で1,000万円ぐらいですよ。そうすると、この後、新型コロナウイルス感染症が収束して1,500万円台へ戻ってきた場合、現状でも500万円きますよね。私は、今、市で70歳以上を無料にしたら、一気に入浴客が増えているということは、金額を安くすることで、入浴客が増えるということは、単純に1,000万円の330万円ではなくて、そのプラスアルファ入浴客が増えるということで、最低でも1,000万円のうち半分、うまくいけば6割、7割になれば、そんなに大きな減税にならないと思いますが、その辺は調査されたのでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□総務部長（谷尻孝之）

お客様が増えたから、その分税収が増えるとか、そういった議論はしたことはないんですけども、お手元の資料なんですけども、11月現在の話なんですけども、コロナ前の令和元年の資料なんですけども、令和元年の11月と今の11月と比較した資料が手元にあるんですけども、先ほど申しましたチケットの影響もありまして、ほとんどの施設が令和元年度の11月の同数の数字まで戻ってきているというものがあります。そのうち、半数以上の方がチケットを利用していらっしゃるというようなことがあります。こういったことを一つ一つ、今スタートしたばかりですので、分析しながら先ほど最後に申しましたように、今後こういったことも含めて総合的に議論していきたいというようなことを考えています。

○4番（上ヶ吹豊孝）

今おっしゃった今の11月は、確かに数字は増えています。というのは、10月、11月は無料になっているものですから、当然、70歳以上の方は、私も月に数回、飛騨市の温泉へ行くんですけども、見かけたことない方がいらっしゃって話すと、ただだからというふうに、だからその前と比較しては駄目だと思うんですよ。

というのは、やはり無料にしたことで増えるということは、入湯税を下げることで多少増えるというふうに私は思うんです。それで、そういったことをまだ検討されていないということなんですけど、やっぱりそういったことを確実にやらないと、いまだ飛騨市は入湯税150円のままずっと継続すると、事業者の方が、先ほどチケットを販売してと言われてはいますが、事業者の方は身銭を切って、いろいろとチケットの回数券1回サービスとか、そういった努力をされているんですよ。だから、あとやるのは入湯税を下げて、行政と業者さんがやるべきだと思うんですが、事業者任せではいけないと思うんですが、その辺はどうでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□総務部長（谷尻孝之）

その論点は確かにそうかと思えますけども、先ほど私申しましたとおり、温泉を選ぶ理由としては、単に料金だけではなくて、やはりその施設の魅力であるところなんです。先ほど言った交通手段であるとかということも大きな影響があると思います。

例えば、Mプラザさんで申し上げますと、基本は620円なんですけども、市内の方ですと500円

という料金で既に100円ほど引いてあるわけで、そういったことも踏まえると、本当に何がお客様にとっていい話、もしくは事業者様にとっていいことなのかということで、やはりしっかり考えた上で議論していきたいと思いますのでよろしく願いいたします。

○4番（上ヶ吹豊孝）

そのとおりなんです。事業者の方は、もう既に企業努力をされているんです。620円を市民の方は520円にして、もう100円下げているんですよ。それで、例えば、入湯税は飛騨市は150円なので、100円下げれば420円。あと、今、部長は施設の差別化、よりよくするという事なんですけども、やはり、私もほかの県の日帰り入浴とか行きますけど、やっぱり立派なんですよ。ただ、その分、入浴料が800円、1,000円というのは当たり前なんですけども、今、飛騨市に、お客様を呼ぶ施設改善というのは、この入湯税、入浴価格の両方を見ても難しいと思いますので、まず、今の現状施設で入浴客を呼び込むことが、私は先だというふうに思っております。これは堂々巡りになるので、この辺を十分に検討していただきたいと思います。

それとあと、入湯税の使い道なんですけど、今、民間の施設が2つ、あと指定管理が4つの6つなんですけど、ちょっと確認したいんですけど、各施設によって入湯税が違いますよね。その使い道はプールして、例えばMプラザが大きく設備改善とか消防改善するときに全額使うのか。入湯税を納められた比例分で何かやられるのか、そこだけちょっとお聞きしたいです。

◎議長（澤史朗）

答弁求めます。

□総務部長（谷尻孝之）

例えば、MプラザからもらったMプラザ。すば～ふるだったらすば～ふるという形ではなくて、いただいた全てをまとめた入湯税というものを、観光施設という、その大きな目的の中で入れておりますので、何か特別ここに充てたというものではございませんので、よろしく願いいたします。

○4番（上ヶ吹豊孝）

ということは、先ほど民間2施設、指定管理4施設、その全体の観光とか設備的に使われるという理解でよろしいですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□総務部長（谷尻孝之）

議員おっしゃるとおりでございます。

○4番（上ヶ吹豊孝）

また入湯税に戻ってしまって申し訳ないんですけども、結局、私はとにかく入湯税を下げなければ、集客は望めないというふうに思っていて、飛騨市は福祉ではトップランナーというふうに思っております。

それで、この入湯税はほかの市町村、先ほど部長が言われたように、半分ぐらいが県内で入湯税を下げていらっしゃると思いますので、ひょっとしたら、これが一番初めに飛騨市が入湯税を下げる話題が出たら、一番になったのかと思いますけど、やっぱり2番、3番では駄目なのかなという

ふうに少し思ったんですが、それはないかだけ確認させてください。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□総務部長（谷尻孝之）

それはありません。

○4番（上ヶ吹豊孝）

先ほど言いましたように、この入湯税、私はたまたまこの3月に流葉のMプラザのことでいろいろと市民の方何人かから相談を受けて、3月頃からいろいろ調査してきたんですけど、検討されるということと、まだ私はいいい返事をもらっていないので、また、時期を改めて来年あたり、この入湯税については、しつこくやらせていただきますので、それまでに、もし、改善余地があるのなら即刻よろしくお願ひします。

それでは、2つ目の質問をいたします。ドローンは幅広い用途で使用され多くの需要があるようです。農業、林業、水産業といった一次産業。鉱工業、製造業、建設業などの二次産業。小売、サービス、情報通信などの三次産業まであらゆる分野でドローンは研究開発され、実用化が進んでいます。

自分自身も11月に市役所で行われたドローンの勉強会に参加して来ました。現在、株式会社ドローンコンシェルジュが色々な分野で活動されていることを伺い、ドローンに対する理解を深めることができました。ドローンの操縦そのものが、スマートフォンの画面を見ながら簡単に操作できるようになり、一層私たちの身近なものになったようです。

その中で防災にもドローンが活躍していることも伺いました。また、9月定例会において籠山議員がドローンの防災活用について一般質問されておりますが、答弁内容としては、過去4年間で火災、災害、行方不明者捜索等で54件の出動実績があったとの事で、ドローンは有事の際には力を発揮していることも分かりました。

そこで、今回は、より深くドローンについて市民の皆様にご知っていただく意味も含め質問をいたします。1つ目、ドローン活用の協定内容について。前回の答弁でドローンの防災活用で岐阜県内16市町がドローン活用の協定を結んでいるとありますが、具体的には、どのような協定内容となっているのか説明願ひします。また、併せて飛騨市消防本部ではドローンを3機保有し、市内事業者とも災害協定を結ばれていますが、これについても、具体的な内容の説明を願ひします。

2つ目、ドローン操縦訓練について。飛騨市消防本部では3機のドローンを配備していますが、古川消防署、神岡消防署、宮川町北分署に各1機の配備なのでしょうか。消防本部ではドローンパイロットが16名の方がいらっしゃるとう聞きましたが、人員配置はどのようになっていますか。

また、日々どのような場所で操縦訓練をされているのか伺ひます。現在、保有しているドローンは、夜間飛行も可能で火災の場合、サーマルカメラを搭載し、熱画像も撮影可能なのかも伺ひます。

3つ目、物資運搬用のドローン導入について。現在、飛騨市では3機のドローンを保有していますが、現状は画像撮影主体の機種のようなようです。聞くところによると現在では約30キログラムの物資を運搬できるドローンがあるそうです。

今後、飛騨市でも集中豪雨や大雪等で道路が寸断され、集落や家屋の孤立も想定される中、へ

リコプターが入れない場所等があるように思います。こうしたことも想定する中で、物資運搬用の大型ドローンの購入は検討されているのか伺います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔危機管理監 高見友康 登壇〕

□危機管理監（高見友康）

それでは、ドローンの協定内容についてお答えいたします。議員ご指摘のとおり、岐阜県内では16市町が災害時等におけるドローン活用の協定を締結しております。協定の内容は、いずれもドローンの優れた機動力を活用するものであり、災害発生後、市、町の要請に基づき、被災状況、被害確認を行うもので、費用負担は市、町となっています。そのほか、災害とは関係なく、平時において市、町の要請に基づいて各種調査を行うという協定が一市一町あります。

飛騨市では市内の建設業者と災害時等における無人航空機による協力に関する協定書を締結しており、飛騨市内での自然災害、大規模事故等が発生した場合に、市の要請に可能な範囲で応じるというもので、費用負担は市の負担となっていますが、飛行実績は今のところありません。

また、消防本部のドローン飛行実績は、9月の定例会での籠山議員の一般質問への答弁と同じですが、その細部の内訳です。過去4年間延べ54件の内訳では、火災対応が8件、災害調査が6件、行方不明捜索が7件、訓練15件、展示・観光対応等が18件となっております。

〔危機管理監 高見友康 着席〕

◎議長（澤史朗）

続いて答弁を求めます。

〔消防長 中畑和也 登壇〕

□消防長（中畑和也）

続きまして、ご質問の2点目、3点目について答弁させていただきます。議員がご指摘のとおり、消防本部では3台のドローンを保有しており、各署へ1機ずつ配備しています。平成30年8月に危機管理課で購入後に消防本部各署に配備されたものです。令和4年度から危機管理課から消防本部へ所管替えしています。

現在、ドローン操縦者として16名の職員を育成しており、令和4年度の配置は古川消防署に6名、神岡消防署に6名、北分署に4名配置され、各署第1から第3消防隊に1名以上配置されています。ドローンの操縦訓練は就業中に敷地内で行う訓練のほか、市内ドローンパーク流葉、まんが王国で操作訓練を行っています。ドローンパークでの訓練は隊員が年1回以上実施しています。

ドローン運用は画像撮影が主な活動となります。現行のドローンの場合、雨天時や強風下での使用は故障につながることで、ドローンに光源設備がないため夜間飛行は行っていません。

また、サーマルカメラ、これは赤外線、対象物の温度を検知して映し出すものですが、これも装備されていません。したがって、これらにかかる災害等では現在は運用していません。

次に3点目のご質問ですが、消防本部としては物資投下や運搬を目的としたドローンの保有については、機体が運搬専用かつ大型となり、情報収集や捜索など消防が必要とする業務に不向きなことから、現在のところ考えておらず、次回更新時において、雨天時飛行や夜間飛行、サーマ

ルカメラやズームカメラなどを装備したドローンを整備したいと考えています。

〔消防長 中畑和也 着席〕

○4番（上ヶ吹豊孝）

ありがとうございます。1点なのですが、結局、協定の件でもう少し聞きたいんですが、協定は結ばれているんですが、実際の有事を想定した訓練をしないと、なかなか有事のときにドローンを他の市町村から持ってきても、なかなか上手く協力体制ができないと思うんですが、そういった有事を想定した訓練というのはやられているのか、計画はあるのでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□危機管理監（高見友康）

まず、協定を締結しているところは、建設業界で、それは災害等が発生した場合ということ。しかも、建設業の業務の空いたところ。可能な範囲でということですので、そういう意味で建設業界が有事対応の訓練をしている状況にはないと言えます。

一方、有事の災害対応とか、実績と訓練を行っているのは消防本部のドローンを使うということで、ただ、今後、災害時の協定が必要という認識を持っておりまして、ドローンコンシェルジュということと協定を結ぼうと今進めている段階であります。

○4番（上ヶ吹豊孝）

ちょっと私の認識が違ったのかなと思うんですけど、要は県内の16市町がドローン活用の協定を結んでいるということだったと思ったので、16市町とそういった有事のときのそういった協力があるかと思ったんですが、そういうことではないということですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□危機管理監（高見友康）

現在、結んでいる16市町は、それぞれの町が異なる企業と独自に結んでいるという状況であり、飛騨市がほかの市町村と協定を結んでいるという状況にはございません。

□消防長（中畑和也）

訓練、災害のことについて付け加えて説明させていただきます。消防本部のほう、災害時、ドローンを使って実際の情報収集等を行っておりますし、岐阜県の中では、県の近縁隊というものがありまして、広域活動をしております。大きい災害が起こった場合は、そのほうにドローン隊も整備されておりますので、そちらのほうに来て災害等の情報収集を行うこともありますので、付け加えさせていただきます。

○4番（上ヶ吹豊孝）

分かりました。今、現状のドローンは、夜間飛行もサーマル熱感知のカメラを搭載していないということなのですが、例えば、火災を想定してみると、昼間はやはり目視でかなり消防署の皆さんはプロなので分かると思いますが、やっぱり一番難しいのは、夜間の消火だと思うんですが、そういったときにドローンは、空から見えて、例えば、目視で分からないトタンの下が赤くなれば、こちらの隣の家の天井裏が燃えているなというようなことが分かると思うんですが、今後、検討ということなのですが、これはやっぱりせっかくドローンは有事の際には協力的な機械だと

思うんですが、検討されるのか、それとも入れる方向でされているのか、それだけちょっと聞かせていただけますか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□危機管理監（高見友康）

今、ご指摘がありました赤外線対応とか、そのようなものができるものを保有しているのが、ドローンコンシェルジュという会社で、消防本部が保有しておりますファントムIVでは、そのような機能はございません。特定の企業を宣伝するわけではないんですけども、そのコンシェルジュがっております産業用ドローンは、夜間撮影はもちろんです。それから赤外線撮影が可能であり、例えば、火災が沈火したとしても、残火監視とかでは、炎が残っていたら赤外線で映せるとか、あるいは防水性能が高いため、雨の中でも飛行が可能であり、また風速15メートルまで運用可能ということで、災害対応を考えたときに非常に理想的なオペレーション関係でありますので、ここの協定を結ぼうと、今、調整を進めている段階であります。

○4番（上ヶ吹豊孝）

私も先ほど言いましたように、11月にドローンの勉強会が、ドローンコンシェルジュ株式会社ですか。私ちょっと質問させていただいたんですが、確かに今、管理監が言われたように、オールラウンドの機種がありますと。

それで、今、結局、コンシェルジュは営業に日本中駆け回っていて、「ほかにだれかパイロットはいますか。」と言ったら、私1人でということだったんですね。せっかく良い機械があつて、その方がいらっしゃらなかつたら、何もならないので、だから、どうされるのですかというふうに聞いたら、いろいろな分野で活躍できるんですけど、まだまだ2人、3人パイロットを準備するほどの力がまだないということなので、やっぱり消防署の方がそういった機種を購入されるということも考えていただかないと、少し民間を頼り過ぎても駄目なのかなというふうに思いましたので、検討してください。

それとあと、署員のことでお聞きします。先ほど16名のパイロットの方がいらっしゃるということなんですが、消防署員の方は3署をローテーションされると思うんですが、そのローテーションの場合は、パイロットを考慮したローテーションをされているのでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□消防長（中畑和也）

最初にローテーションの前に、消防署でもドローンを来年度更新を考えております。次回、更新を考えておりますのが、今ほど言われたような、サーマルカメラやズーム機能、防水機能を備えたものを更新したいというふうに考えておりますというのが1点です。

それと今の質問されましたローテーションにつきましては、一応、考慮しておりますけども、消防署の業務を配置するときが一番最初に考えるのが、救命士の配置になります。そのほか、潜水隊等もありますので、それを含めて配置を考えております。細かい各隊に1名というのは、今年はできておりますが、そこまでは難しいところがありますけども、各所に何名かずつ配備すること、また、災害が起きますと、休みの職員も出てきますし、他所からの応援もできますので、

災害対応としては、対応できるようになっております。

○4番（上ヶ吹豊孝）

ありがとうございます。あと、訓練のことなんですが、今、聞くところによると、消防署の敷地内で訓練、あと、流葉のドローンパーク、まんが王国でやられているというふうに聞いたのですが、実際に災害、火事を想定したときは、やっぱり民家の操縦、目視するとか、目視できないところがあると思うんですが、今、このドローンの航空法では民家の上空での飛行ができないということなんですが、実際に火事を想定された訓練というのは、だっ広いところで操縦するのは、そんなに難しいことではないと思うんですが、実際にそういった火災を想定した訓練というのは何かやられているか伺います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□消防長（中畑和也）

消防本部敷地内での訓練は、基本的な操作訓練を行って訓練をしております。特に火災を想定した訓練等には行っておりませんが、火災現場、当然炎上しております建物等の上は、いろいろな影響を受けますので、近づけませんので、やはり遠目からの撮影になるということですので、基本的な操作ができれば、撮影には差し障りがないと考えておりますし、ドローンパーク等で実際に訓練するときは、山肌などをしっかり飛行をして、実際の搜索、山中搜索の現場や河川での搜索の現場などを想定した訓練を、そういう広いところで実際にやっているのが、今の訓練の現状です。

もう1つの質問、民間の上空を飛べないということでしたが、災害時は航空法の132条の3という特例がありまして、民家上空も飛べるということで、実際に飛んで撮影ができます。

○4番（上ヶ吹豊孝）

ありがとうございます。皆さんも御存じのように、12月5日から改正航空法が施行されて、今後なんかレベル1からレベル4までの資格というんですか、そういったものがあるんですが、レベル4になると、結構、民間の家を飛んだり、いろいろとできるということで一番レベルの高い操縦免許らしいんですが、これは今まで民間でのみ講習を受けていたんですが、これはこの免許に当たらないということで、消防署としては、このレベル4の一等操縦免許の取得等は考えていらっしゃるのでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□消防長（中畑和也）

今ほど議員が言われましたように、12月5日から航空法が改正されまして、国土交通省が指定した教育機関で、実技・学科試験などを実施し、免許取得ができるように変わりました。

現在、教育機関が指定はされているのみで、教育機関の準備がまだ整っておらず、免許等に係る試験等の実施時期についても未定であります。まだ不透明な部分がありますので、今、情報を集めているところです。

ライセンス制度につきましては、1等、2等という2つの免許になりまして、今ほど言われました1等というのは、レベル4のところを飛べる免許になるんですが、レベル4というのは、荷

物を運んだりするものが、民家の上を実際に飛んだりする免許になりますので、そこまでうちの業務の中では必要ありません。消防本部が必要とする業務ができる免許は2等免許になりますので、消防署としては2等免許の取得に向かっていきたいと考えております。

○4番（上ヶ吹豊孝）

ありがとうございます。もう1点なんですけど、先ほど運搬用のドローンは検討されていないということだったんですが、先日の新聞に、「物流分野ではトラックドライバー不足深刻で、人口減少が進む地域では荷物が減り、トラックの輸送効率が悪化してドローンを利用した」というふうに書いてあるんですが、今、山之村は貨客混載ですか、その試験をされているようなんですが、道路が寸断した場合、この貨客混載ができないということであれば、やはり、今はすぐ導入はできないかもしれませんが、これは検討材料に入れるべきではないかと思うんですが、その辺はいかがですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

運搬用のドローンは、割と早い時期から議論としてはあって、楽天と包括連携協定を結んだときに実験したりもしているんですけど、現実問題としていくつか全国でもやられるところあるんですが、運ぶ量の限界がどうしてもあります。なので、話としては面白いんですが、現実性から考えると、それで災害時に孤立したときにカバーするというところまで可能かということ、ちょっとそこには疑問があって、かつて山之村が孤立したことが実際にあるんですが、そういうときは、またそういうときの運搬の仕方ということがありますので、長期に渡ればへりで運ぶということもありますし、ドローンだけが手段ではないので、むしろ今のように、通常時であれば貨客混載のような今やっている取り組みを中心にやっていこうと思いますし、ドローンがもっと大規模なものが運べて、効率的になればまた話は別なんですけど、そこら辺は技術が進展してくると、我々のニーズにマッチするところまで技術が来るかということを見極めながら判断していきたいと考えています。

○4番（上ヶ吹豊孝）

ありがとうございます。今回のテーマはドローンだったものですから、どうしても物資運搬とか、外国ではもう宅配をドローンでやっている映像をよく見るので。これはまた飛騨市が一番かなというふうに思ったんですが、今後、やはりドローンは、今、日本では大体30キログラムぐらいのドローンがあるようなんですけども、今後、そういった物資運搬、僻地の運搬、孤立したところというのはあると思いますので、また検討をしていただければと思います。これで質問終わります。

〔4番 上ヶ吹豊孝 着席〕

◎議長（澤史朗）

以上で4番、上ヶ吹議員の一般質問を終わります。